

反社会的勢力でないことの表明・確約書(未成年受給申請者)

公益信託山田徳郎奨学基金 受託者みずほ信託銀行株式会社 あて

1. 私および私の子は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私および私の子は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の信用を毀損し、または信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私および私の子は、自らが暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、受託者からの通知によりこの公益信託からの奨学金の交付が停止・廃止されても一切の異議を申し立てず、また、受託者からの求めに応じて、既にこの公益信託から受給した奨学金の全額を直ちにこの公益信託に返還いたします。また、これにより費用または損害が生じた場合でも、私および私の子の責任として、賠償ないし補償を求めないものといたします。

西暦 年 月 日

【親権者】

おところ 〒 -

おなまえ

印

(生年月日 (西暦) 年 月 日)

【受給申請者 (子)】

おところ 〒 -

おなまえ

(生年月日 (西暦) 年 月 日)